

令和 7 年 4 月からの天候不良等被害対策資金の概要

1 目 的

令和 7 年 4 月からの天候不良等により、さくらんぼ等の減収被害を受けた農業者に対し、再生産及び経営の維持安定のために必要な資金の融資を行い、農業者の生産活動の維持を図る。

2 資金概要

資 金 名	山形県農林漁業天災対策資金
対 象 災 害	令和 7 年 4 月からの天候不良等 (さくらんぼ等開花期の天候不良(強風、降雨)、5 月 31 日と 6 月 3 日の降雨)
貸付対象者	被害農業者 農業を主な業務とする者(年間総所得の 5 割以上を農業所得が占める者)で、次の被害がある旨の市町村長の認定を受けた者 ○ 農作物等の減収量が 30%以上、かつ、減収による損失額が平年農業等総収入の 10%以上
資 金 使 途	種苗、肥料、薬剤等購入費等の運転資金
貸付限度額	○ 果樹栽培者(果樹収入が 5 割以上) 500 万円(法人 2,500 万円)又は損失額の 55%のいずれか低い額 ○ 一般農業者(果樹収入が 5 割未満) 200 万円(法人 2,000 万円)又は損失額の 45%のいずれか低い額
償 還 期 限	被害程度に応じ 3 年～6 年以内(据置期間なし)
貸 付 利 率	0.90%以内(融資機関により無利子化又は低利子化の場合あり)
貸 付 期 間	令和 7 年 7 月 2 日(発動予定) ～ 令和 8 年 3 月 31 日
融 資 枠	1.5 億円

3 利子補給の事業内容

○ 実施主体：市町村

○ 仕組み

- 基準金利(3.25%)のうち、県・市町村が利子補給し引下げ⇒0.90%
- 県・市町村による引下げ後、融資機関が独自に引下げを行う場合⇒無利子(最大引下げの場合)

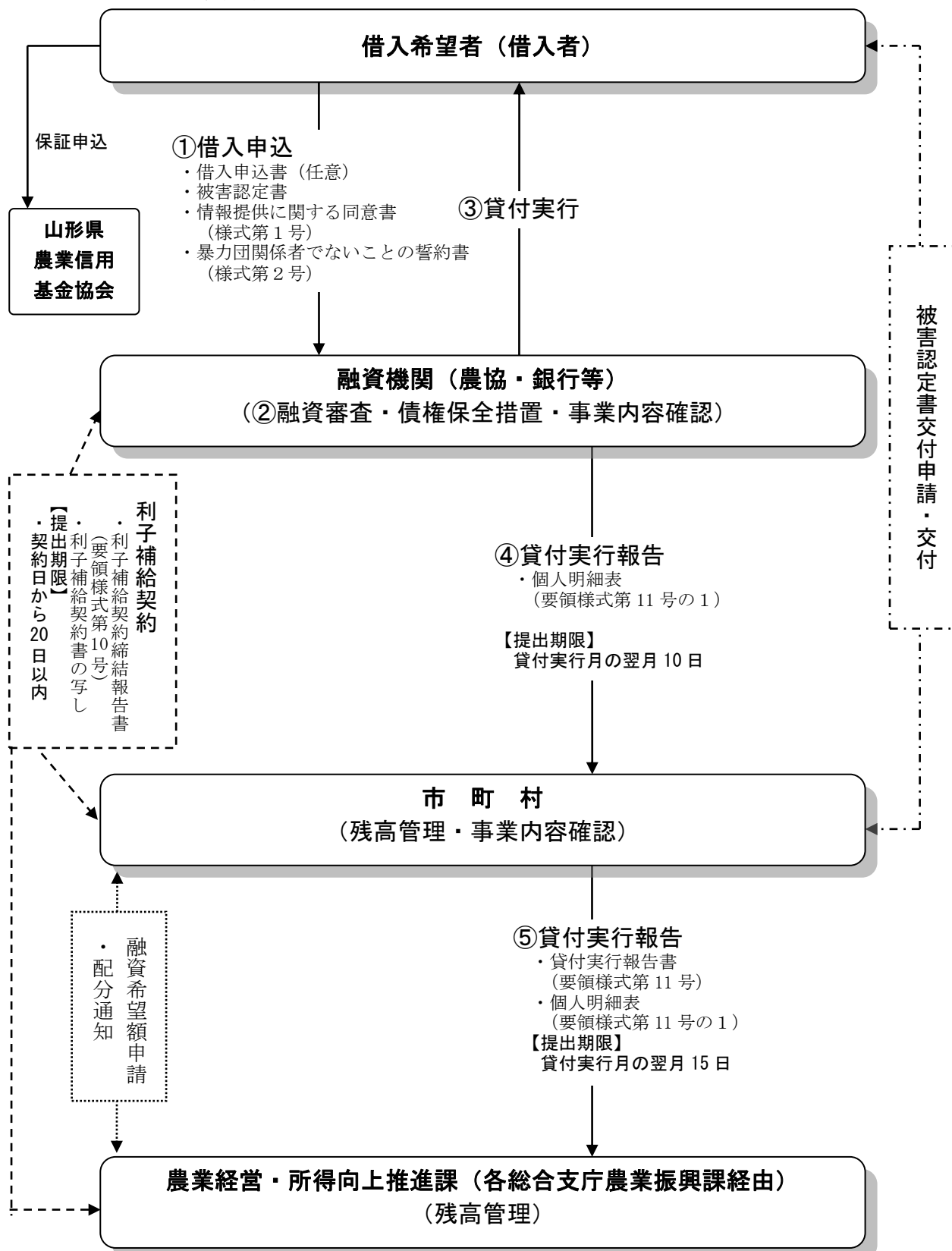
基準金利	3.25%
利子補給率	2.35%
県(66.5%)	1.56275%
市町村(33.5%)	0.78725%
貸付利率	0.90%

山形県農林漁業天災対策資金に係る事務フロー図

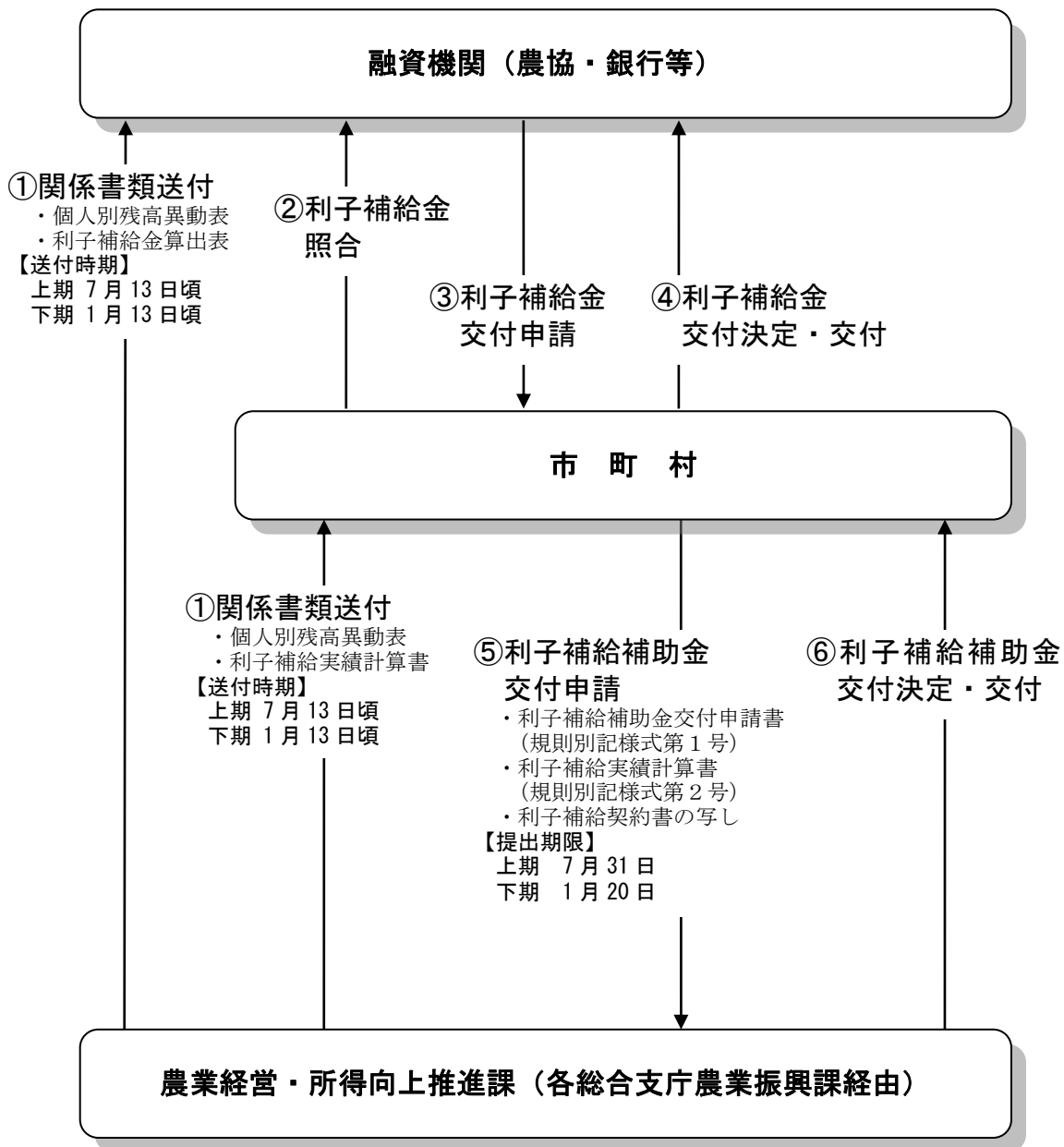
○ 市町村において貸付実行前までに必要な手続き

- ・ 利子補給のための予算措置及び債務負担行為の設定
- ・ 取扱融資機関との間で利子補給契約の締結
- ・ 被害認定書の作成及び被害農業者等への交付

(1) 借入申込～貸付実行



(2) 利子補給（補助）申請～交付



※ 規則：山形県農林漁業天災対策資金利子補給補助金交付規則

※ 要領：山形県天災資金等事務取扱要領